

補完的健診制度

本誌 P6 の表 B 「被扶養配偶者・任継者健診」の対象で、下記の条件に合う方は、**任意人間ドック**を選択することもできます。

年齢区分	35 歳以上の方
受診資格	被扶養配偶者・任継者本人（受診時に健保組合の資格があること） ※ 2009 年 7 月 1 日現在の有資格者で、DM 送付対象の方は、極力「被扶養配偶者・任継者健診」をご利用ください ※ 同一年度内に重複しての利用はできません
受診期間	2009 年 4 月～2010 年 2 月
費用の負担	以下を限度に健保組合が実費負担 被扶養配偶者：25,000 円 任継者本人：35,000 円

特定健診について

内臓脂肪型肥満に加え、高血糖、高血圧、脂質異常等が重複した状態を「メタボリックシンドローム」といい、糖尿病等の生活習慣病だけでなく、心疾患や脳血管障害などの重大な疾病を招くリスクが高いといわれています。

そこで 2006 年に改定された一連の医療制度改革関連法において、これからのわが国の生活習慣病対策の柱として、メタボリックシンドロームに的を絞った施策の推進が定められました。

健保組合が、メタボリックシンドロームのリスクが高い方を把握し、生活改善のための保健指導を行う「特定健診・特定保健指導」の実施が義務化され、まずは 2008 年度から 2012 年度の 5 カ年を第 1 期とする取り組みが、全国いっせいにスタートしています。

当健保組合は、ここでご案内のとおり健診制度が整ったことから、本年度は健康管理センターとともに、5 年目（2012 年）の評価本番に向け、生活習慣改善の指導・支援の体制整備につとめてまいります。

皆様におかれましては、毎年必ず健診を受診いただくとともに、その結果をライフスタイルの見直しにお役立てください。

※特定健診の基本項目は、右表「指定項目一覧」の青色の項目にてご確認ください。

被扶養配偶者健診・任継者健診の指定項目一覧

●青色の項目…特定健診基本項目

ウェルネス社（医療監修：日本予防医学協会）

項目	34 歳以下	35 歳以上
身体計測（身長・体重・BMI）	○	○
血圧測定	○	○
医師診察	○	○
腹囲測定	×	○
視力検査（遠距離）	○	○
尿検査（潜血・蛋白・糖）	○	○
胸部 X 線（直接撮影）	○	○
胃部 X 線（原則として直接撮影）	×	○
心電図 12 誘導	×	○
聴力（1K・4K）	○	○
眼底検査	×	○
腹部超音波	×	○
血液検査 GOT・GPT・γ-GTP 総コレステロール 中性脂肪・HDLコレステロール ZTT・ALP 尿素窒素・クレアチニン 尿酸 白血球数・赤血球数 血色素量・ヘマトクリット 空腹時血糖	○	○
LDL コレステロール・HbA1c	×	○
便潜血検査（2 回法）	×	○
婦人科 ※35 歳以上限定		
乳がん検査（触診）	×	△ (希望者無料)
乳がん検査 (マンモグラフィまたはエコー)	×	△ (希望者無料)
子宮がん検査 (内診・頸部細胞診)	×	△ (希望者無料)

* 年齢区分は当該年度に達する満年齢です。

↓ 上記項目以外の検査をした場合は白青色となります

2009 年度

健診のお知らせ

当健保組合では、今年度も次のような健診を実施いたします。
積極的にご利用いただき、年に 1 度の健康チェックにお役立てください。

健診制度と概要

対象者	社員本人	被扶養配偶者および任継者本人とその被扶養配偶者	配偶者以外の被扶養者
年齢区分	35 歳未満の方 →一般健診 35 歳以上の方 →総合健診	→被扶養配偶者・任継者健診 (ウェルネス社健診) ※ 35 歳以上か未満かで、健診項目が異なります(本誌 P7 の表「指定項目一覧」を参照) ※ 35 歳以上の健診項目は、本誌 P7 の表「指定項目一覧」とおり、日帰りドック並みとなっています。	40 歳以上の方 →法定の特定健診 ※基本項目は本誌 P7 の表「指定項目一覧」をご参照ください。
受診資格	2009 年 4 月 1 日現在の在籍社員	2009 年 7 月 1 日現在の被扶養配偶者、任継者 ※受診時に健保組合の資格があること。また、7 月 2 日以降任継者になられる方で受診をご希望の場合は、健保組合にご照会ください。	原則として、2009 年 4 月 1 日現在の被扶養者 ※受診時に健保組合の資格があること。
受診期間		2009 年 9 月～2010 年 2 月 ※健保組合の案内に従い受診してください。	2009 年 4 月～2010 年 2 月
利用方法	「健康管理センター」からの案内に従い受診してください。 ※制度の詳細は MS 1 人事部のホームページ「健康診断」をご参照ください。	●受診案内： 2009 年 8 月下旬、委託先「ウェルネス社」から、ご自宅宛*の DM でご案内します。 ●予約締切： 2010 年 1 月上旬(予定)までに、ウェルネス社へ予約が必要です。 ※詳細は DM をご参照ください。	①かかりつけ医など任意の診療所等で受診してください。 ②受診後、当健保組合所定の申請書に、健診結果と領収書と質問票を添付してご請求ください。 ※制度の詳細は健保ホームページを必ずご参照ください。
費用の負担	事業主と健保組合で分担して負担	本誌 P7 の表「指定項目一覧」の項目の健診については、原則として 全額健保組合が負担	10,000 円を限度に健保組合が実費負担
担当窓口	三井住友海上健康管理センター (きらめき生命は、同社の健康管理推進室)	健保組合	健保組合
その他	●事業主との共同事業として実施しています。	●委託先：ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社(ウェルネス社) ●医療監修：日本予防医学協会	

*住所に変更があった場合は、各事業所のルールに従って、すみやかに届出をお願いします。

※年齢は 2010 年 3 月末現在です。